

重要

十一項十一を「第八条第五十項」に改める。

（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「新医療法第四十四条第四項」を「医療法第四十四条第五項」に改め、同条第二項中「新医療法第四十四条第四項」を「同条第五項」に、「につき医療法」を「につき同法」に、「新医療法第五十条第四項」を「同法第五十条第四項」に改める。

附則第十条の次に次の八条を加える。

（新医療法人への円滑な移行）

第十条の二 政府は、地域において必要とされる医療を確保するため、経過措置医療法人（施行日前に設立された社団たる医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定し

- て、その定款に残余財産の帰属すべき者として同法第四条第五項に規定する者を規定しているものであるものをいう。次条及び附則第十条の四において同じ。) の新医療法人(社団たる医療法人)であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者として同法第四条第五項に規定する者を規定しているものをいう。以下同じ。)への移行が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。
- () 移行計画の認定
- 第十条の三 経過措置医療法人であつて、新医療法人への移行をしようとするものは、その移行に関する計画(以下「移行計画」という。)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けなければならない。
- 2 移行計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 新医療法人であつて、次に掲げる医療法人のうち移行をしようとするもの
- イ 医療法第四十一条の一第一項に規定する社会医療法人
- ロ 特定の医療法人(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十七条の一第一項の規定による国税庁長官の承認を受けた医療法人をいう。)
- ハ 基金拠出型医療法人(その定款に基金(社団たる医療法人に拠出された金銭その他財産であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者として同法第四条第五項に規定する者を規定しているものであるものをいう。)による認定を受けた医療法人をいう。)

- て、当該社団たる医療法人が当該拠出をした者に対して返還義務（金銭以外の財産については、当該拠出をした時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。）を引き受け
る者の募集をする（）ことができる旨を定めた医療法人をいう。）
- 二 イからハまでに掲げる医療法人以外の医療法人
- 三 移行に向けた検討の体制
- 四 移行の期限
- 五 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 移行計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款
- 二 出資者名簿（各出資者の氏名又は名称及び住所、出資額並びに持分（定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利をいう。）の放棄の見込みを記載した書類をいいう。）
- 出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利をいう。）の放棄の見込みを記載した書類を

といふ。)は、当該認定に係る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければ

第十条の四 前条第一項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人(以下「認定医療法人」)

(移行計画の変更等)

を経過する日までの間に限り行なうことができる。

する法律(平成一十六年法律第二百二十九号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三年

5 第一項の認定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する

範囲内のあること。

二 移行計画に記載された第二項第四号の移行の期限が第一項の認定の日から起算して三年を超えない

二 移行計画が新医療法人への移行をするために有効かつ適切なものであること。

一 移行計画が当該申請に係る経過措置医療法人の社員総会において議決されたものであること。

適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その移行計画が次の各号のいずれにも

三 その他の厚生労働省令で定める書類

(認定の失効)

」とする。

第十条の五 認定医療法人については、医療法第五十二条第一項中「三月以内」とあるのは、「六月以内

(提出期限の特例)

5 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

できない。

4 前二項の規定により認定を取り消された経過措置医療法人は、更に前条第一項の認定を受けることが

医療法人にならなかつたときは、その認定を取り消すものとする。

3 厚生労働大臣は、認定医療法人が認定移行計画に記載された前条第一項第四号の移行の期限までに新

いないと認めるとき、その他厚生労働省令で定めるときは、その認定を取り消すことができる。

の変更後のもの。以下「認定移行計画」という。に従つて新医療法人への移行に向けた取組を行つて

2 厚生労働大臣は、認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画(前項の認定があつたときは、そ

ばならぬ)。

第十条の八 認定医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、認定移行計画の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。

(報告)

のあっせんその他の援助を行つよう努めるものとする。

(援助)

第十条の七 政府は、認定医療法人に対し、認定移行計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通

第十条の六 認定医療法人が新医療法人になつたときは、当該認定医療法人が受けた附則第十条の三第一項の認定(附則第十条の四第一項の認定を含む。)は、その効力を失う。

第十条の九 附則第十条の三及び第十条の四並びに前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

(権限の委任)

支局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生